

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、常勤の一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 審査会は、委員6人をもって組織し、<u>委員は、センター所長及び管理委員会の委員のうち医師である者をもって充てるほか、医師である職員のうちから知事が任命する。</u></p> <p>2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、<u>保健福祉部障がい保健福祉課総括課長及びセンター所長をもって充てるほか、学識経験者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>3 <u>審査会及び特別審査会（以下「審査会等」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第11条 審査会等の会議は、必要に応じて総括安全衛生管理者が招集する。</p> <p>2 審査会等は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 第6条の規定は、審査会等について準用する。</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第40条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。</p> <p>(定期健康診断)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、常勤の一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 審査会は、<u>委員長及び委員3人をもって組織し、委員長はセンター所長をもって充て、委員は岩手県県央保健所長、本庁の産業医及び別に定める審査対象の職員が所属する本庁の部局の主管室課の管理課長等（次項において「管理課長等」という。）</u>をもって充てる。</p> <p>2 特別審査会は、<u>委員長及び委員2人をもって組織し、委員長はセンター所長をもって充て、委員は保健福祉部障がい保健福祉課総括課長及び管理課長等</u>をもって充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 <u>審査会及び特別審査会（以下「審査会等」という。）</u>の会議は、必要に応じて総括安全衛生管理者が招集する。</p> <p>2 審査会等は、<u>委員長及び委員の半数以上</u>が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>審査会等は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 <u>第6条第1項</u>の規定は、審査会等について準用する。</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第40条 健康診断は、定期健康診断、<u>特殊業務健康診断</u>及び臨時健康診断とする。</p> <p>(定期健康診断)</p>

<p>第41条 定期健康診断は、全ての職員（第25条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている職員（以下「療養者」という。）を除く。）について、<u>毎年5月から6月までの間</u>に行う。</p> <p>2 <u>前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）については、毎年8月から翌年2月までの間に健康診断を行う。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>第41条 定期健康診断は、全ての職員（第25条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている職員（以下「療養者」という。）を除く。）<u>に対して実施する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>（特殊業務健康診断）</u></p>
<p>第42条 削除</p> <p><u>（健康診断の実施）</u></p> <p>第44条 産業医は、<u>第41条第3項及び第4項又は前条第2項の規定により総括安全衛生管理者が定めた検査の項目及び実施の細目に従い健康診断を実施するものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第42条 <u>特殊業務健康診断は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）に対して実施する。</u></p> <p>2 <u>特殊業務健康診断の検査の項目その他実施の細目は、その都度総括安全衛生管理者が定める。</u></p> <p><u>（健康診断の実施）</u></p> <p>第44条 産業医は、<u>第41条第2項及び第3項、第42条第2項又は前条第2項の規定により総括安全衛生管理者が定めた検査の項目及び実施の細目に従い健康診断を実施するものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。